

7 消安第 7318 号
令和 8 年 3 月 11 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料製造管理者に係る資格要件の取扱いについて

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号。以下「規則」という。）第 32 条第 2 号に規定する飼料製造管理者に係る資格要件の取扱いについては、次のとおりとする。また、現に同号に該当することとして飼料製造管理者となった者については、この資格要件に該当するものとして取り扱うこととする。

- 1 規則第 32 条第 2 号に規定する「畜産学の課程を修めて卒業したこと」とは、次の（１）から（13）までの 13 科目（相当する科目を含む。）のうち、11 科目以上の単位を大学等において取得して卒業又は修了したことをいう。
 - （１）家畜育種学
 - （２）家畜品種論
 - （３）家畜繁殖学
 - （４）家畜栄養学
 - （５）飼料学
 - （６）家畜管理学
 - （７）家畜解剖学又は組織学
 - （８）家畜生理学又は生化学
 - （９）畜産物利用学
 - （10）草地利用学
 - （11）家畜衛生学
 - （12）畜産学汎論
 - （13）畜産経営論
- 2 規則第 32 条第 2 号に規定する「水産学の課程を修めて卒業したこと」とは、次の（１）から（７）までの 7 科目（相当する科目を含む。）のうち、6

科目以上の単位を大学等において取得して卒業又は修了したことをいう。

- (1) 水産資源学
- (2) 漁業学
- (3) 水産増殖学
- (4) 水産物利用学
- (5) 水産生物学
- (6) 水族環境学
- (7) 水産生物化学

3 規則第 32 条第 2 号に規定する「農芸化学の課程を修めて卒業したこと」とは、次の(1)から(10)までの 10 科目(相当する科目を含む。)のうち、8 科目以上の単位を大学等において取得して卒業又は修了したことをいう。

- (1) 土壌学
- (2) 植物栄養学
- (3) 生物化学
- (4) 応用微生物学
- (5) 栄養化学
- (6) 食品化学
- (7) 農産物利用学
- (8) 畜産物利用学、水産物利用学又は林産物利用学
- (9) 農薬化学
- (10) 生物有機化学